## 付録 「茨城県内での『うしく』早わかり」計算式一覧 (P17参照)

	項 目
土地・人口	総面積 資料出所 全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院) ※境界未定部を有する市町村の面積は、概算数値である。
	可住地面積 計 算 式 総面積 — (林野面積 + 主要湖沼面積) 資料出所 統計でみる市区町村のすがた(総務省統計局)
	総人口 資料出所 茨城県常住人口調査(県統計課)
	一般世帯人員世帯人員(1世帯当たり人員) 計 算 式 一般世帯人員 ÷ 一般世帯数 資料出所 国勢調査(総務省統計局)
	人口密度(総面積 1 km <sup>3</sup> 当たり) 計 算 式 総人口 ÷ 総面積 資料出所 茨城県常住人口調査(県統計課) 資料源 総面積…全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)
	15歳未満人口割合 計 算 式 15歳未満人口 ÷ 総人口(年齢不詳を除く)× 100 資料出所 茨城県常住人口調査(県統計課)
	15~64歳人口割合 計 算 式 15~64歳人口 ÷ 総人口(年齢不詳を除く)× 100 資料出所 茨城県常住人口調査(県統計課)
	65歳以上人口割合 計 算 式 65歳以上人口 ÷ 総人口(年齢不詳を除く)× 100 資料出所 茨城県常住人口調査(県統計課)
	出生率 (千人当たり) 計 算 式 出生数 ÷ 日本人人口 × 1,000 資 料 源 茨城県人口動態統計 (県保健政策課)
	死亡率 (千人当たり) 計 算 式 死亡数 ÷ 日本人人口 × 1,000 資 料 源 茨城県人口動態統計 (県保健政策課)
	高齢単身者割合 計 算 式 高齢単身者数 ÷ 65歳以上人口 × 100 資 料 源 国勢調査(総務省統計局) ※高齢単身者は,65歳以上の単独世帯
	未婚率 計 算 式 15歳以上未婚者 ÷ 15歳以上人口 × 100 資 料 源 国勢調査 (総務省統計局) ※「未婚」とは、まだ結婚したことのない人 ※「15歳以上人口」は、配偶関係「不詳」を除く。
	外国人割合 計 算 式 在留外国人数 ÷ 総人口 × 100 資 料 源 在留外国人統計(出入国在留管理庁) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	市町村内総生産(名目) 資料出所 市町村民経済計算(県統計課)
経済・財政	製造品出荷額等(4人以上の事業所) 資料出所 経済センサス - 活動調査(総務省統計局・経済産業省)
	商品販売額 計算式 卸売業、小売業の合計 資料出所 経済センサス・活動調査(総務省統計局・経済産業省) ※管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個 人経営(法人でない団体を含む)の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手 数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所は含まない。
	小売事業所売り場面積 資料出所 経済センサス - 活動調査 (総務省統計局・経済産業省) ※管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個 人経営 (法人ではない団体含む) の事業所、卸売の商品販売額 (仲立手数料を除く) 、小売の商品販売額及び仲立手 数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所は含まない。

分類	項目
経済・財政	第1次産業就業者割合 計 算 式 第1次産業就業者数 ÷ 就業者総数 × 100 資 料 源 国勢調査 (総務省統計局) ※第1次産業は、「農業、林業」、「漁業」の合計。 ※就業者総数は、産業大分類「分類不能の産業」を含まない。
	第2次産業就業者割合 計 算 式 第2次産業就業者数 ÷ 就業者総数 × 100 資 料 源 国勢調査(総務省統計局) ※第2次産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、建設業」、「製造業」の合計。 ※就業者総数は、産業大分類「分類不能の産業」を含まない。
	第 3 次産業就業者割合計算式 第 3 次産業就業者数 ÷ 就業者総数 × 100資料源 国勢調査(総務省統計局) ※第 3 次産業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」、「公務(他に分類されないものを除く)」の合計。 ※就業者総数は、産業大分類「分類不能の産業」を含まない。
	自市町村内就業者比率 計 算 式 自市町村内就業者 ÷ 人口総数 × 100 資 料 源 国勢調査(総務省統計局)
	財政力指数 資料出所 市町村別普通交付税決定額・財政力指数等一覧(県市町村課)
	実質公債費比率 資料出所 市町村財政実態資料(県市町村課)
	市町村民税(住民1人当たり) 計算式 市町村民税収入済額 ÷ 総人口 資料源 市町村財政実態資料(県市町村課) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	固定資産税(住民1人当たり) 計 算 式 固定資産税収入済額 ÷ 総人口 資 料 源 市町村財政実態資料(県市町村課) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	歳出決算総額(住民1人当たり) 計 算 式 歳出決算総額 ÷ 総人口 資 料 源 市町村財政実態資料(県市町村課) 茨城県常住人口調査(県統計課)
教育・文化	幼稚園数(3~5歳1万人当たり) 計算式 幼稚園数(公立、私立)÷3~5歳人口×10,000 資料源 学校基本調査(県統計課) 国勢調査(総務省統計局) ※幼稚園数は、国立、幼保連携型認定こども園を含まない。 ※3~5歳人口は、令和2年10月1日現在
	小学校児童数(教員1人当たり) 計算式 小学校児童数(公立、私立)÷ 小学校教員数(本務者)(公立、私立) 資料源 学校基本調査(県統計課) ※小学校は、国立、義務教育学校を含まない。
	中学校生徒数(教員1人当たり) 計 算 式 中学校生徒数(公立、私立)÷中学校教員数(本務者)(公立、私立) 資 料 源 学校基本調査(県統計課) ※中学校は、国立、義務教育学校及び中等教育学校を含まない。
	運動広場数(10万人当たり) 計算式運動広場数 ÷総人口 × 100,000 資料源 茨城県の生涯スポーツ(県スポーツ推進課) 茨城県常住人口調査(県統計課) 運動広場数は、市町村営の陸上競技場、野球場・ソフトボール場、球技場及び多目的運動広場の合計
居住・環境	持ち家率 計 算 式 持ち家数 ÷ 居住世帯あり住宅数 × 100 資 料 源 住宅・土地統計調査 (総務省統計局) ※市、人口1万5千人以上の町村が対象

居住・環境	水道普及率 計 算 式 現在給水人口 ÷ 総人口 × 100 資 料 源 茨城県の水道(県水政課) ※給水人口は、上水道,簡易水道及び専用水道(自己水源のみ)の合計。 ※総人口は、令和3年年4月1日現在
	汚水処理人口普及率 計算式 汚水処理人口(下水道 + 農(漁)業集落排水施設 + 合併処理浄化槽 + コミュニティ・プラント) ÷ 総人口 × 100 資料源 汚水処理人口普及率(県下水道課、県農地整備課、県環境対策課)
	下水道普及率 計 算 式 下水道処理人口 ÷ 総人口 × 100 資 料 源 汚水処理人口普及率(県下水道課)
	ごみ収集量(1日1人当たり) 計 算 式 ごみ年間総収集量(g) ÷ ごみ処理人口 ÷ 365 資 料 源 市町村公共施設の状況 (県市町村課)
	道路実延長(総面積1k㎡当たり) 計 算 式 道路実延長 ÷ 総面積 資料出所 茨城県社会生活統計指標(県統計課) 資料源 ・道路実延長…県道路維持課資料 ・総面積…全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)
	市町村道舗装率 計算式 市町村道舗装道路実延長 ÷ 市町村道実延長 × 100 資料出所 茨城県社会生活統計指標(県統計課) 資料源 県道路維持課資料
	自家用乗用車数(千人当たり) 計 算 式 自家用乗用車台数 ÷ 総人口 × 1,000 資 料 源 市区町村別自動車保有車両数(一般財団法人 自動車検査登録情報協会)、 市区町村別軽自動車車両数(一般社団法人 全国軽自動車協会連合会) 茨城県常住人口調査(県統計課)
社会保障・医療	国民年金受給金額(受給権者1人当たり) 計 算 式 国民年金受給金額 ÷ 国民年金受給権者数 資 料 源 国民年金事業月報(厚生労働省)
	生活保護被保護実人員(千人当たり) 計算式 生活保護被保護実人員(年度平均)÷総人口 × 1,000 資料源 市町村別保護状況(速報値)(県福祉政策課) 茨城県常住人口調査(県統計課) ※生活保護被保護実人員(年度平均)は、県福祉政策課「市町村別保護状況(速報値)」をもとに、県統計課が算出したもの
	保育所等数 (0~5歳1万人当たり) 計 算 式 保育所等数 ÷ 0~5歳人口 × 10,000 資料 源 社会福祉施設等調査 (厚生労働省) 国勢調査 (総務省統計局) ※保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所。 ※0~5歳人口は、令和2年10月1日現在
	一般病院数(10万人当たり) 計 算 式 一般病院数 ÷ 総人口 × 100,000 資 料 源 医療施設調査(厚生労働省) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	一般診療所数(10万人当たり) 計 算 式 一般診療所数 ÷ 総人口 × 100,000 資 料 源 医療施設調査(厚生労働省) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	医師数(10万人当たり) 計 算 式 医師数(従業地別、医療施設従事者)÷ 総人口 × 100,000 資 料 源 医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省) 国勢調査(総務省統計局)
	看護師・准看護師数(10万人当たり) 計 算 式 (就業看護師数 + 就業准看護師数)÷ 総人口 × 100,000 資 料 源 保健師助産師看護師の現状(県医療人材課) 国勢調査(総務省統計局)
	歯科診療所数 (10万人当たり) 計 算 式 歯科診療所数 ÷ 総人口 × 100,000 資 料 源 医療施設調査 (厚生労働省) 茨城県常住人口調査 (県統計課)

分類	項    目
社会保障・医療	歯科医師数(10万人当たり) 計算式 歯科医師数(従業地別,医療施設従事者)÷総人口×100,000 資料源 医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省) 国勢調査(総務省統計局)
	生活習慣病による死亡者数(10万人当たり) 計 算 式 生活習慣病死亡者数 ÷ 日本人人口 × 100,000 資 料 源 茨城県人口動態統計(県保健政策課) ※生活習慣病とは、悪性新生物、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患(高血圧性を除く)、脳血管疾患。
	国民健康保険医療費(被保険者1人当たり) 計 算 式 療養諸費費用額 ÷ 年間平均被保険者数 資料出所 国民健康保険事業状況(県保健政策課)
安全	火災出火件数 (10万人当たり) 計 算 式 火災出火件数 ÷ 総人口 × 100,000 資 料 源 消防防災年報(県消防安全課) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	建物火災損害額(1人当たり) 計 算 式 建物火災損害額 ÷ 総人口 資 料 源 消防防災年報(県消防安全課) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	交通事故発生件数(千人当たり) 計算式 交通事故発生件数 ÷ 総人口 × 1,000 資料源 交通白書(県警察本部交通総務課) 茨城県常住人口調査(県統計課) ※交通事故は、人身交通事故をいう
	交通事故死傷者数(10万人当たり) 計 算 式 交通事故死傷者数 ÷ 総人口 × 100,000 資 料 源 交通白書(県警察本部交通総務課) 茨城県常住人口調査(県統計課)
	刑法犯認知件数(千人当たり) 計算式 刑法犯認知件数 ÷ 総人口 × 1,000 資料出所 茨城の犯罪(県警察本部刑事総務課) 茨城県常住人口調査(県統計課)

<sup>※</sup>表内での県内順位は、基準日の県内順位を表す。

参考. 主な資料一覧

局/国勢調査報告書 /工業統計調査報告書 茨城の工業 /商業統計調査報告書 茨城の商業 /経済センサス基礎調査報告書	5 毎 5	年年年
茨城の工業 /商業統計調査報告書 茨城の商業	5	
/ 商業統計調査報告書 茨城の商業		年
茨城の商業		年
	_	
/ 性併し / ソハ	5	年
	J	7
/経済センサス活動調査報告書	5	年
/農林業センサス結果報告書	5	年
茨城の農林業		
局/事業所·企業統計調査結果報告書	5	年
/学校基本調査結果報告書	毎	年
茨城の学校統計		
茨城県の人口	毎	月
市町村民経済計算	毎	年
防本部/ 稲敷消防年報		
交通白書		
	「人経済センサス基礎調査報告書」 「人経済センサス活動調査報告書」 「農林業センサス結果報告書」 「茨城の農林業」 一局/事業所・企業統計調査結果報告書」 「学校基本調査結果報告書」 「茨城県の人口」 市町村民経済計算 「防本部/ 稲敷消防年報 「交通白書」	(大大城の農林業)       5         (大城の農林業)       (大城の農林業)         (大学校基本調査結果報告書)       (大城の学校統計)         (大城の学校統計)       (大城県の人口)         (市町村民経済計算)       (毎         (前方本部/ 稲敷消防年報)

県市町村課/ 茨城県市町村概況

県統計課/ 市町村早わかり

県厚生総務課/ 茨城県保健福祉統計年報

## 統計うしく 令和6年度

令和7年3月発行

編集・発行: 印刷 牛久市 経営企画部 政策企画課

〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1

電 話 029-873-2111 (代)

 ${\sf URL\ http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/}$ 

E-Mail kikaku@city.ushiku.ibaraki.jp